

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年1月20日

厚生委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後1時29分開会

○白石正輝委員長 皆さんこんにちは。開会少し前ですけれども、全員おそろいですので、ただいまから厚生委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 まず初めに、本日の記録署名員2名を私から御指名申し上げます。
いいくら委員、おぐら委員、お願いいたします。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 それでは、まず最初に、請願・陳情の審査に入ります。

5受理番号8 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情を単独議題といたします。
前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はありますか。

○介護保険課長 国は昨年末12月に、令和6年度の補正予算で介護職員1人当たり5.4万円となる一時金の支給を行う方針を決定し、補正予算は成立しております。

以上です。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○しぶや竜一委員 継続でお願いいたします。

○吉田こうじ委員 継続でお願いします。

○はたの昭彦委員 採択でお願いします。

○おぐら修平委員 継続でお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、本陳情につきまして採決をいたします。

本件は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、5受理番号9 カメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査を未就学児全児童に行い、弱視の周知啓発を行うよう求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続でございます。

執行機関、何か変化ございますか。

○保健予防課長 特に変化はございません。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○しぶや竜一委員 継続でお願いいたします。

○吉田こうじ委員 継続でお願いします。

○はたの昭彦委員 採択でお願いします。

○おぐら修平委員 継続でお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、本陳情につきまして採決をいたします。

本件は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、5受理番号20 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書の提出を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続でございます。

執行機関、何か変化ございますか。

○衛生管理課長 特に変化はございません。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは、本陳情につきまして各会派の御意見をお願いいたします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○しづや竜一委員 引き続き継続でお願いいたします。

○吉田こうじ委員 継続でお願いします。

○はたの昭彦委員 採択でお願いします。

○おぐら修平委員 採択でお願いします。

○白石正輝委員長 本件は、継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 可否同数でございますので、私より採決をさせていただきます。

委員長は継続に賛成です。よって、本陳情につきましては、引き続き継続審査にすることに決定をいたしました。

それでは、次に、5受理番号49 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続でございます。

執行機関、何か変化ありますか。

○親子支援課長 変化について3点お伝えいたします。

まず1点目が、既に御報告しておりますが、国の方で民法等の改正の準備のための関係府省庁等による連絡会議というのが立ち上がって、昨年度1回目の会議が行われましたけれども、それ以降、2回目の開催等の情報は入っておりません。

それから、2点目でございますが、今お伝えした会議とは別に、養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会というのが開催されております。こちらは、今後の法改正によって法定養育費というのが設定されます、それが法務省令で定めることになっておりますので、法務省でその額を決めるというような検討会が立ち上がったということで、この議事録についてはまだアップされておられませんので、詳細についてはまだ分かっておりません。

それから、三つ目、最後ですけれども、既にプリントしたものを委員の皆様にはお配りしました

が、法務省の方で民法等改正の解説をするパンフレットが出来上がりまして、ホームページにアップされております。まだ区の方にパンフレットは届いておりませんが、届きましたら速やかに委員の皆様にはお渡ししたいなと思っております。

以上です。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

○はたの昭彦委員 すみません、今法務省からホームページにアップされて、ペーパーが配られたんですけども、まだ区の方に届いてないみたいなので、内容は確認しているということでもいいですよ。

○親子支援課長 内容を確認しております。ですが、とにかく出来上がったものを、とにかく待っているという状況でございます。

○はたの昭彦委員 分かる範囲でいいんですけども、私もちょっと読んでいてどうなのかなというのが何点かあったので、区の見解とか、分かる範囲でちょっとお答えいただければと思うんですけども。

まず最初に、親の★★に関するルールの明確化という中で、子どもの人権の尊重ということがやっぱり一番最初に挙げられていて、人格の尊重はもちろんそうなんですけれども、その中で、子どもの意見に耳を傾けなきゃいけないということはあるんですけども、人格が形成された、例えば中学生、高校生ぐらいの年齢になれば、人格の尊重ということでは自らの意思表示もできると思うんですけども、もう少し小さいお子さんの人格の尊重とか意見表明の件というか、子どもの意見をどう尊重していくのかということでの方法とか行政の役割というのは何かあるのかなというのが、まず一つ目なんですけれども。

○親子支援課長 このパンフレットには意見を聞くと書いてあるんですけども、条文では、その子の年齢及び発達程度に配慮して養育を行わなければならないというふうになっております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

この改正案ができる前の法制審議会の議論等を見ていなくても、やはり聞いてしまうと、小さい子は言われるであつたりとか、場合によっては父母の対立の間に挟まれたりとかというのがあるので、条文としてはそのようなことになったと思われまので、我々も相談支援のところでは、その条文の趣旨に従ってアドバイス、助言等をしていきたいなというふうには考えております。

○はたの昭彦委員 そうすると、その場合は、今の子どもが言われちゃうみたいなことという、第三者的な立場で子どものことを尊重するような役割をする人が必要なのかなと思うんですけども、そういう役割をする人というのは、法の中での定めとかはあるのでしょうか。

特に、次のページに、親権に関するルールの見直しの中で、親権者の変更について子ども自身やその親族の★★変えることができるというふうなことがあると、先ほど言ったお話だと、小さい子がなかなか親権の変更を求めるといふのはないと思うんですけども、でも、社会的な経験が未熟な十五、六歳とか、その中で、尊重して、思いを伝えて、その立場に立って援護できる方がやっぱり必要だと思うんですけども、そういう中での行政としての役割があるのかなと思うんですが、これについてはどうでしょうか。

○親子支援課長 まず、法改正における中で、そういったお子さんの意思を尊重するような役割としましては、一つは家庭裁判所があります。このパンフレットにも書かれている、子どもの意思を把握するように家庭裁判所は努めなければならないとなっています。我々も、子どもの本当の気持ちというのはどこまで分かるか分かりませんが、意思を把握するように努めなければならないというふうには思っています。

親子支援課としましては、親からの相談がほとんどなんですけれども、そういった場合、例えば子ども支援センターげんきであるとか、生活保護

受給者であれば生活保護のケースワーカーを通してというところで、子どもの意思を把握するような努力はしなければいけないというふうには思っております。

○はたの昭彦委員 やっぱ是非、なかなか裁判所にとっても、子どもが裁判所で意見を言えるというのはなかなか難しいので、身近なところで相談できる大人が必要なのかなというふうに思うんです。

それと、4番目の安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しの中で、父母以外の親族と子どもの交流ということで、以前何か雑誌だか新聞だか分かりませんが、祖父母が子どもと交流をしたいという思いがあるんだけれども、そこでなかなか一方の親権者がそれを認めないとかというふうなことがあつたりする中で、親子関係に準ずるような親密な関係があつた場合には交流することが子どもにとっての★★あるんだけれども、親子関係に準ずるような親密な父母との関係というのがどういうことなのかなと。

例えば、今の、地方から出てきて子どもさんがいるということという、おじいちゃん、おばあちゃんは地方にいて、お盆とか年末年始しか会えないようなことでも、お孫さんだから大事にしていると思うんですけども、ただ、ふだんの生活では親子関係に準ずるような生活ではないような気がするんですけども、この辺はどういうふうに捉えたいのかなというのが分かったら教えてください。

○親子支援課長 まず前提としまして、親子関係、家族関係というのはそれぞれだと思いますので、祖父母との関係もそれぞれだと思うんですが、我々のところで具体的に少しつかんでいるのは、例えば児童手当の支給は我々の課でやっているんですけども、何か親御さんに事情があつて、おじいちゃん、おばあちゃんが自分の子どものように育てているという御家庭もあります。そういった

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たところは正にほぼ親なので、祖父母が。一つ、例としてはそういうところがあるかなというふうに思っています。

あとは、あまり望ましくないかもしれませんが、でも、父母の養育能力が場合によっては十分ではなくて、おじいさん、おばあさんが★★になっている家庭もあるのかなと思います。そういったところかなというふうには思っています。

○はたの昭彦委員 ただ、祖父母と親権者、離婚した両方、親がいるわけだけでも、子どもを養育している親権者が、祖父母と、両方いるわけです、祖父母というのは。父親方と母親方と両方いるわけだから、片方の相手方、離婚した相手側の祖父母には会わせたくないみたいなことは十分考えられるわけです。でも、子どものことを考えれば、そういったことでも祖父母が面会できるようなことで、訴えることができるというふうに捉えているのかなという、この文章が。

その辺が、親子関係に準ずるようなというのはどうなんだろうと、私はちょっと分からなかったんですけども、それについてはどうですか、分かる範囲でいいですけども。

○親子支援課長 すみません、先ほどの答弁と同じことになる、若しくは、すみません、委員の御質問に直接お答えしてないのかもしれませんが、このパンフレットにも書かれているように、婚姻中、まだ離婚していないけれども別居している場合の親子交流を認めたりとか、あとは里親についての親権のことも、この後、パンフレットで少し明確になりました。

ですので、あらゆるパターンを想像して、★★の場合であっても親密な場合は面会に来られるように対処しましょうということで、10組いけば10組の家族の状況があると思いますので、今回のこのパンフレットを見る限り、かなり幅広く、ややイレギュラーなケースも含めて、このパンフレットでは積み込んでいるのではないかなというふ

うには理解しております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○吉田こうじ委員 1点だけ確認なんですけど、今、足立区の★★での相談の中でも、親子交流のサポートとかそういう相談支援というのを行われているんじゃないかと思うんですけども、具体的にはどんな形で行われているのか教えていただけますか。

○親子支援課長 親子交流ですごく悩んでいるとか、深刻な相談というのはほぼゼロに近い、ゼロです、この2年、3年振り返ると。実際に支援しているところでは、離婚相談、養育費確保という相談が多いんですけども、その場合、公正証書をつくるのをお勧めしています。その中で、実際の公正証書が上がっていても、ほとんどが親子交流についても取決めをしています、月に1回会うとか連絡を取り合っているというのは。ですので、親子交流についても後々もめたりしないように、養育費の確保だけではなくて、親子交流の頻度についても取決めしましょうねというような支援はしております。

○吉田こうじ委員 この陳情をなさっている方はどちらかというとその辺が、親子交流という部分が、非常に支援してほしいと、そういう相談体制を充実してほしいということじゃないかなと思うんですけども。例えば離婚なさった、お子さんがいらっしゃる方の親権を持たれている方の保護者の方の思いもあったりとか、また、お子さんから離れた方の親御さんの思いもあったりとかということ、なかなか、そういう取決めがもし行われたとしても前に進むのは厳しいのかな、その都度その都度でいろいろな思いがあったときに寄り添って御相談してもらえる体制がほしいというのも、一つこの陳情者の方の思いもあると思うんですけども。その辺については、来られれば寄り添った形できちんと相談を受けますよということなんではないでしょうか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ただ、実際のところそれがあつたとしても、強制力を持つものでもないですし、そういう部分では、今できることというのは何か区の方ではあるのかどうか教えていただきたいんですけども。

○親子支援課長 親子支援課では、ひとり親の相談というところですので、最近、団体の方からお話を伺ったときに、婚姻中で別居しているけれども離婚をしてないけれどもやっぱりお子さんに会えないという、その親子交流1点だけの悩みがある方という場合、ひとり親のサービス何かありますかという、相談窓口の、我々のところにはつながらないということがよく分かりました。我々は、ひとり親の支援なんですけれども、その前の、場合によっては離婚支援みたいなどころまでは、相談に来ればもちろん寄り添っていろいろな窓口を御案内といたしますし、まずはお話を聞きますけれども、そもそも引っ掛からないし、ニーズに合う窓口ではないような感じがしております。

今、ですので庁内では、法律相談をしている課であるとか、女性の相談をしている課であるとかというところと横の連携を強めていきながら、そういった方の受皿というのが、結果的にはいろいろな窓口になってしまうかと思うんですけども、その辺は横並びで連携しながら対応していきましようかというような段階であります。

○吉田こうじ委員 分かりました。確かに、★★そのものがつくられた最初の趣旨とは違う御意向をお持ちの方の陳情かもしれませんけれども、やっぱり家族法の改正とか民法の改正が起きたときには、そういう悩みを持った方というのはどんどんいらっしゃると思うので、そういう方々に、縦割りじゃなくて、やっぱり今言ったような形の、今議論を進めていただいているということなので、そういう部分でも是非、広く、離婚に関わる、親子に関わる全ての相談に対応していただけるような議論を進めていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○親子支援課長 私どもの豆の木相談室というのは、それこそ弁護士とかというような専門職を取りそろえているわけではなくて、かつよく言うと、ひとり親家庭の丸ごと相談室だとは思っておりました。とにかく一旦受け止めましょうということでおりましたけれども、この法改正の流れでいろいろな団体からお話を聞いたりしますと、親子関係といいますか、家族関係の丸ごと相談室みたいなものが必要になるのかなと思っています。

この場でどうこうとは言えませんが、少し、我々でできることは、ひとり親の窓口とっておりますが、もう少し幅を広げたところでも受け入れますよというようなことはしていかなきゃいけないんですけども、もう一方では、全庁的に★★相談というのは考えていかなきゃいけないかなというふうには思っております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○しづや竜一委員 すみません、私からも、はたの委員、吉田委員のお話を聞いていて、私もこの机上に配付させていただきました★★の中を見れば見るほど、ただ、この件に関しては陳情者の方々であったりとか、親子支援課長からもいろいろお話をさせていただいている中で、本当にこういうのを、また改正というところで、本当に見れば見るほど、どんどんまたいろいろなことで複雑になっていくなというところも感じながら、先ほど区で寄り添ったときにという話があつたときに、十人十色のところの家族がいて、そこでそれぞれの、一人一人の対応というところもなかなか困難なところがあつたと思うんですけども、ただ、やっぱりこの陳情者の方々とかも踏まえてそうなんですけれども、そういう団体が、もちろんそのためにそういう方々が一生懸命団体として、要は親子関係であったりとか夫婦関係もそうですよね、そういったところで話を聞いてくださっている団体があると思っていて、多分少しずつそういったところの人数も、会員数もどんどん増やしていっ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ている、取組をしていると思うんですけども、その点で、またそういった改正された段階で、もう一度そういった団体とのやり取りだけでも、何か話とかでもどんどん進めていく、親子支援課長も前もっていろいろところで話を聞いてくださっていたと思うんですけども、またそういった段階で、そういった団体の方々から改めて話を聞いて、もちろん我々の委員会の話もそうなんですけれども、福祉まるごと相談課へ全部なげうっても、なかなか、そこもまたいろいろな課題が浮き彫りになってきてしまう部分もあるのかなと思うので、まずはそういった団体の方々との意見交換なり、区としてもいろいろ講演会とか、またそういったところをサポートはしてくれていると思うところも多分あるのかなと思うので、何かそういったところのやり取りは可能なのかなと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

○親子支援課長 この法改正のニュースができたときに、いろいろな団体からお話とかあったんですけども、今いろいろなネットニュースとかを見ても、ちょっと落ち着いているかなというふうには思っています。

実際、具体的に上がってくるとまたそういった反応もあるかなと思いますし、こちらも聞いてみたいなところはあるんですけども、今のところ、なかなか国の方で具体的な施策とか補助金とかというのは出てきてないので、そのタイミングでは是非またお話を伺いたいなというふうには思っています。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○しぶや竜一委員 今の議論のとおりなんですけれども、今まだこの最初の第1回の会議が終わった段階で、まだ多分そういったパンフレットとかをつくる段階だったのかなと、そこまでしかまだ話

は進んでないのかなと思いますので、引き続き第2回の会議等があれば、厚生委員会をはじめ団体の方々にも報告をしていただいて、ある程度の具体的なことが決まったときにそういったやり取りもしていただければと思いますので、これは継続でお願いいたします。

○吉田こうじ委員 家庭裁判所等がいろいろ、離婚のときに様々な取決めが行われておりますけれども、夫婦関係とか親子関係の部分というのは行政の力がなかなか及びにくいところだと思うんですけども、かといって、今後はそういうところもサポートしていく必要はやっぱり出てくるんじゃないか、そういうのがやっぱり婚姻率だとか少子化対策だとかという部分にも大きく私は関わってくると思うので、今後の課題も大きくあると思うんですけども、今前向きに検討が進んでいるということです、引き続き、こちらに関しては継続でお願いします。

○はたの昭彦委員 陳情の主である公的サポートの充実というのは、行政として充実させていくのはとても必要だと、必要性については思っております。ただ、法律の施行が令和8年5月までということで、先ほど説明があったように、国の方でもそれに向けた議論が進んでいるということで、これからいろいろな国の支援体制等も出てくるのかなと思いますので、それも踏まえて、見極めながら議論を進めたいと思いますので、今回は継続でお願いします。

○おぐら修平委員 継続でお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、本陳情につきまして採決をいたします。

本件は、引き続き継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

次に、5受理番号52 原因不明の死亡者激増

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の調査の一環として、2021年4月以降の足立区民の死亡者の新型コロナワクチン接種歴と死亡日を照合したデータ公開とともに、区としての原因調査を求める陳情を単独議題といたします

前回は継続でございます。

執行機関、何か変化がございますか。

- 保健予防課長 特にございません。
- 白石正輝委員長 何か質疑ございますか。
- 加地まさなお委員 ありがとうございます。では、毎回聞かせていただいておりますが、予防接種健康被害救済制度の進捗状況、お聞かせください。
- 保健予防課長 これは全体の件数は48件でございます。明細は、認定が28件、否認が15件、決定前が4件、返戻が1件でございます。
- 加地まさなお委員 ありがとうございます。

このうちで、診察件数があって、認定が28件なんですけれども、この中で亡くなられた方はどうでしょうか。

- 保健予防課長 亡くなったということで申請があった方は全体で7件ございますけれども、認定された方は2件でございます。
- 加地まさなお委員 ありがとうございます。これ、7件中2件認められたというところで、この救済制度を申請されている方にしてみれば、金額等もかなりウエートが大きいので、非常にいろいろな面で、お金じゃないですけども、生活するには必要な部分なので助かる部分はあると思うんですが、これ、足立区の中でも48件、今件数が出されている中で、認定が28件の中でも2名が亡くなられているというところは結構大きな数だと思うんです。

それは、区で例えばどういうふうに捉えているのかというのをお聞かせいただきたいと思うんですが。

- 保健予防課長 接種された方の数も多いですし、そういったものを考えると、多いか少ないかはなかなか微妙なところかなと思っています。

あと、国全体でもたしか何千件という申請があって、そのうち何百人という単位で亡くなっている方もいますので、そういったところも併せて調査しているところでございます。

- 加地まさなお委員 そうですね、全体の予防接種健康被害救済制度に申請している数と副反応で認定されている数の中では確かに大きい数ではないんですが、多分これ、ほかの、例えば薬害とかでも、今までの事例で言えば、やっぱり2名亡くなられているというのはすごく大きなことだと思うんです。それに対して、今現在は経過がまだ途中なのでというところはあると思うんですが、その話合いというのはされていくことが今後につながるんじゃないかなというふうには思うんですが。

そういうことを話し合って、区として何かまた新しい取組をしていくということも、現状は考えていないというふうに認識してよろしいでしょうか。

- 保健予防課長 ワクチンの安全性については厚生労働省が専門的に行っていますので、いろいろな見解を出しますので、そういうものを研究させていただいております。
- 加地まさなお委員 分かりました。

では、再度確認になってしまうんですが、区の方から特に何か考えるということではなくて、やはり国と、また医師会等の多分情報もあると思うんですが、そういったところの情報を基に考えていくということよろしいでしょうか。

- 保健予防課長 おっしゃるとおりで、医師会の話も十分に伺っていききたいと思います。
- 加地まさなお委員 ありがとうございます。これ、どんどんどんどん減っていけばいいなと思っているんですが、やっぱり毎回やる度に、足立区の件数はそんなに増大はしていませんが、全国的に予防接種健康被害救済制度は、数は増えていっているんです。亡くなっている方も増えていっているというのは、区の方でもデータはちゃんと、情報

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

は収集していただいて、これからにつなげていってほしいなというふうに思っています。それは要望させていただきます。

それと同時に、前回、任意接種と定期接種のことをお伺いして、ホームページにも載せていただいて分かりやすくなったかなというふうには思っているんですが、やっぱり改めて、私の場合は知っているから分かるんですけども、知らない方にしてみると、任意接種、本来は定期接種なんです、区が助成をするので足立区内で接種すれば任意接種ですよということを書いてあると思うんですが、この場合、副反応、副作用があった場合はどちらの救済制度の対応になるのでしょうか。

○保健予防課長 任意接種の場合は、区分が定期接種と任意接種で分かれていますので、65歳の年齢の前の方については任意接種の方の補償の対応になります。

○加地まさなお委員 私が認識がちょっと、分かってない部分がありまして、副反応疑い報告のPMDA、任意接種の場合は、副反応、副作用があった場合はそちらの方が救済制度になるということは分かっているんですが、本来、定期接種という区分だと思うんです、今回接種されているものが。

足立区の場合は助成をしているので、これ、任意接種ですと書いてあるんですね。その場合は、例えば副作用があった場合はどういうふうになるのかというのは、これ、分かりづらいなと思うんですが、もう一度、すみません、確認させてください。

○保健予防課長 任意接種の場合は、各ワクチンメーカーからの拠出金ができる制度がございますので、そこから補償が出るという内容になりますので、定期接種とは扱いが違いますけれども、そちらの対応になります。

○加地まさなお委員 ということは、受け取れる金額も大分変わると思うんですが、その辺も少し分かりづらいかなというふうに思います。

予防接種健康被害救済制度も今回から金額が大分下がって、変わったんですが、それでもやはりそれなりの金額は出ると思うんです。PMDAというのは、副反応疑い報告、前回は教えていただいたとおり医師が報告を出してという流れで救済制度を認定するかという形になると思うんですが、これ、もう少し分かりやすく工夫できないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○保健予防課長 実は足立区のホームページには直接はそこまでは書いてないんですけども、そこからリンクが貼ってありまして、厚生労働省のホームページに飛ぶようになっています。そこで、それぞれの救済制度における金額なども出ておりますので、実はよく見ていただくと分かるようになっていんですけども、どういうふうに表現したらいいかというのは、また研究させていただきます。

○加地まさなお委員 私が分かってないので、すみません。ありがとうございます。ただ、いろいろと、各病院で打てる、医療機関の情報とか、あと、ワクチンの種類も書いていただいているので、その点は本当に分かりやすくなったなと思っています。ありがとうございます。

それと同時に、やはり今回の陳情のそもそもの趣旨が、データを出してほしいというところにまた戻ってしまうんですが、今回、情報の中で、前回は静岡県浜松市の話とかしたかと思うんですが、その辺、してないですか、すみません、ほかの全国の自治体で今回のこういう同じようにデータを出しているところがあります、と言わなかったでしょうか、ごめんなさい、静岡県の浜松市とか札幌市が情報を出しています。情報開示請求の下に情報を出しています。

決して難しくないんだということが、今全国的にどんどん情報開示して原因を調べるといって、データを出しているんですが、足立区の場合は、何回も聞かせていただいて令和8年から国

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

が出すデータを待つということはもう聞いているので分かってはいるんですが、やはり陳情者の気持ちとしては、そんなに難しくない、今回の静岡市の情報の出し方は……。ちょっと待ってください、接種歴と死亡データを照合したデータで簡単にさせると。★★の予算や追加費用は特に発生しないということで、足立区よりも人口が多いところでやっているということもあります。

まずはその辺を、先ほど足立区の取組方というのは聞いているので分かっているんですが、こういう情報も出ているので、それでまた再度、もう1回考えていただいて、やれるかやれないかというところを、話をさせていただきたいなというふうに思うんですが。

○保健予防課長 以前も説明したことがあると思いますが、死亡したかどうかの情報は別のところであって、接種の履歴はまた別のところになったりなんかして、システム上全く違うところに入っていますので、そういったシステム開発から進めなければいけないので、すぐにはなかなかというところがございます。

同じ説明をさせていただきました。すみません。

○加地まさなお委員 そうです。すみません、ありがとうございます。それも前回聞かせていただいて。ですが、やっぱりこの陳情者の思いというのは、毎回いろいろなデータも私も教えていただいて、★★全国では流れが変わってきているんだなというふうに思っています。

世界的にも、今日正にトランプ大統領が就任されますが、WHOを脱退するとか、少しワクチン関係も流れが変わってくるかもしれないなというふうに感じています。なので、情報だけは、いろいろな今の情報もしっかりと調べていただいて、対応できるようにはさせていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○保健予防課長 おっしゃるとおり、いろいろな情報はございます。また時代によっても変わります

し、ワクチンも変わりますので、いろいろ勉強させていただきます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。今ので、その答えをいただけたので、また次回も、情報があつたら皆さんに提供させていただいて、この陳情の内容に沿うような質問をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○いいくら昭二委員 私からも、陳情者からちょっとお話がありまして、今の件なんですけれども、私もちょっと質問したときに令和8年度からということで話は聞いているんですけれども、ちょうど令和7年度、また今、ちょうど新年度予算の展開の中において、1年間あるわけですから、区として区民の皆様方をしっかり守るという責務の観点からも、勉強するのではなくて、やれる範囲内では是非とも考えていって、一定の期間になったらまた御報告をして、どのようなことを考えてきたのか、どのような形で区は認識★★、その辺のところを聞いていただきたいななんて形で思っているのですが、衛生部長、どうでしょうか。

○衛生部長 まず、今までも答弁してまいりましたが、システムが別々になっていること、また死亡統計も、私どもが報告した後、2年後に国の方でそれが書き換わっておりまして、どなたがコロナ費とされているか、そこも今結び付けられなくなっていること、ですので、自治体によってデータの持ち方は様々だと思いますが、足立区においては残念ながららくっ付けるのは難しいというところなんです。

また、先日、国の方でこの5年間を振り返って、コロナに罹患して亡くなった方は13万2,000人という発表がされております。一方で、ワクチン被害、今回ワクチン被害といっている中でも足立区の死亡の2名というのは直接的原因とは言われておりません。原因は特定できないけれども、何らかのところで、ワクチンを接種した後、何日か後に亡くなっているの、その可能性は★★で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

きないという2名でして、ワクチンというふうに断定されていませんが補償金が出るという状況になっております。

そういったことを鑑みれば、区としては、やはりワクチンを打ったことで救われた人数はかなりいらっしゃるというふうに考えておりますので、今すぐコロナワクチンが危険であるという考え方には立っておりません。厚生労働省が示すとおり、その役割を自治体として粛々と進めていきたいというふうに考えておりますし、これからまた来年度のワクチン、多分また秋冬接種になると思いますが、その頃に情報が出てくると思いますので、そこでまた御議論いただければというふうに考えます。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○しづや竜一委員 継続をお願いします。

○吉田こうじ委員 継続をお願いします。

○はたの昭彦委員 継続をお願いします。

○加地まさなお委員 採択をお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、本陳情につきまして採決をいたします。

本件は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

それでは、次に、5受理番号53 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に提出することを求める請願を単独議題といたします。

前回は継続でございます。

執行機関、何か。

○足立保健所長 特段の変化はございません。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

○加地まさなお委員 1点だけ、すみません。これも先ほどの話にちょっとつながるんですが、本日、トランプ大統領が就任されたと思います。その中で、公衆衛生のところも大分考え方が変わってくるんじゃないかというふうに言われています。

このパンデミック条約もWHOの下なんですが、アメリカもWHO脱退を、するかしらないか分かりませんが、そういった発言もされていますというところの情報を、区ではどういうふうに捉えているのかお聞かせください。

○足立保健所長 他国のものでございますし、正式発表ではございませんので、それについて特に申し上げる状況ではないと考えております。

○加地まさなお委員 分かりました。

情報自体は収集されていますでしょうか。

○足立保健所長 マスメディアを通じたものについては私の方で見聞きしておりますが、国からの情報が出れば、改めてそれは受け止めてまいります。

○加地まさなお委員 ★★けれども、これから多分、本当に世界情勢、大分変わってくると思います。情報の取り方一つで物事の基準も変わってくると思いますので、それが合っているか合っていないかは別として、情報を多角的に取っていただきたいと思います。要望させていただきます。

以上です。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○しづや竜一委員 継続をお願いします。

○吉田こうじ委員 継続をお願いします。

○はたの昭彦委員 継続をお願いします。

○加地まさなお委員 採択をお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、本請願につきまして採決をいたします。

本件は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 次に、所管事務の調査を単独議題といたします。

以下、★★直接担当でない執行機間の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

○白石正輝委員長 それでは、糖尿病対策に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 次に、報告事項を議題といたします。

それでは、報告事項のうち、(1)から(3)を福祉部長、(4)(5)を高齢者施策推進室長、(6)(7)を社会福祉協議会事務局長、(8)から(12)を衛生部長、(13)を足立保健所長より報告願います。

○福祉部長 よろしく願いいたします。

それでは、福祉部の報告資料2ページを御覧ください。

件名は、地域懇談会の★★結果についてでございますが、本件は、福祉まると相談課が区内10か所で実施いたしました地域懇談会の実施結果を報告するものでございます。

この地域懇談会は、昨年度、地域保健福祉計画の策定で、地域の方から直接お声をお聞きするために実施したものを、今年度は福祉まると相談課が新設されたことによりまして、声を上げられ

ない方々をどう相談につないだらよいかなど御意見を頂戴するために、福祉まると相談課のPRも兼ねて実施いたしました。

実施結果、主な意見については記載のとおりでございますが、今後、地域のこうした福祉に携わる方々どうチームを構築していくのが今後の課題でございます。引き続き、地域からこういった御意見を伺いながら、いろいろな様々な方法について検討してまいりたいというふうを考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。

件名は、令和6年度ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」受託事業者評価委員会の評価結果についてでございます。

本件は、ひとり親を支援する二つの委託事業、交流を目的とした企画型事業と、相談支援を目的とした相談支援型事業を受託する事業者の評価について報告するものでございます。

両事業者とも既定の6割以上の評価となりましたので、令和7年度も引き続き委託することとなりました。事業者評価内容、結果などにつきましては記載のとおりでございます。

引き続き、事業者とともに、ひとり親家庭の支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、9ページを御覧ください。

件名は、新たな「あだち物価高騰支援臨時給付金」事業の実施についてでございます。

本件は、国が実施する非課税世帯への給付事業と、それから、区独自で実施する住民税均等割世帯への給付事業のスケジュールなどについて御報告するものでございます。

年末には補正予算で計上の方、御決議いただきまして、どうもありがとうございました。今後、1月25日号の「あだち広報」で周知させていただき、対象世帯にはその前後に通知を郵送し、初回の着金を1月中ということで今目指して進めております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

なお、国からは、給付の受付を来年度の7月まで延長できる旨の通知がございましたので、詳細が決定し次第、また改めて御報告させていただきたいと考えております。

私からは以上です。

○高齢者施策推進室長 引き続き、福祉部資料12ページを御覧ください。

足立区介護保険事業者支援施設使用者選定★★委員会の選定結果について御報告いたします。

介護保険事業者支援施設、いわゆる公設民営の施設でありまして、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービス支援センターなど、項番3に記載の6施設がございます。こちらの法人への使用承認期間が令和7年3月31日で終了するというものですので、令和7年4月1日以降の使用につきまして、選定委員会を実施いたしまして使用者を選定いたしました。選定委員の構成等につきましては13ページに記載のとおりです。

14ページ、選定結果です。

東京蒼生会、3施設ございますが、評価点87.1点、社会福祉法人聖風会、2施設、評価点が86点、社会福祉法人愛寿会、1施設あります、83.7点ということで、いずれも選定という結果を得ました。

事前評価、財務診断を行いました。いずれも適合以上の結果を頂いております。主な質疑等につきましては、15ページに記載があります。

決まりました施設につきましては、5年間、令和12年3月31日まで使用をしていただくこととなります。

16ページ、次になります。

「地域包括支援センター千住本町」の賃借料等補助及び移転についてです。

千住本町の★★につきましては、前受託事業者から4月に法人解散の申出があり、8月1日から東京蒼生会が受託しているということで、これまでも委員会等の中で御報告をさせていただいてお

りました。

★★の設置場所につきましては、仕様書に基づきまして受託事業者が設置できるようになっております。また、賃借料につきましては、仕様書に基づきまして、月額上限20万円まで区で補助することも規定されております。

今回、千住本町につきましては、新たな法人が千住地域で場所を探しましたが、家賃高騰や適した事業スペースがないということで、新しい物件が見付かりませんでした。区の方で、区民サービスの低下を避けるということで、これまでの従前と同じ場所で指定をしまして、設置をしていただくことといたしました。

こういったことで、仕様書に緊急度、重要度が高い案件としまして双方協議条項事項というのがございますので、それに基づきまして、今回区の方で、賃借料の上限額を超えた分も区の方で負担したいというふうを考えております。令和6年8月から令和7年3月分までになります。

また、3月、学びピア21に移転をいたしますが、こちらも区の意向で移転をしていただきますので、こちらも仕様書の条項に基づきまして、区の方で負担したいと考えております。

今現在、合意書締結に向けて、東京蒼生会と協議を進めております。

なお、学びピア21での移転後の運営日ですけれども、令和7年3月17日月曜日から学びピア21で千住本町の運営を開始する予定になっております。ホームページ、広報等で御案内するとともに、各地域の町会・自治会の方々に御協力いただきまして、回覧板、掲示板等でもお知らせをまいります。

私からは以上です。

○社会福祉協議会事務局長 報告資料18、19ページを御覧ください。

件名、高齢者あんしん生活支援事業の変更についてでございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

これまで社会福祉協議会では身寄りのない単身高齢者の入院・入所時の★★、死亡事務等を支援するための支援事業を行ってまいりましたが、今回、年会費や利用要件等を変更するものでございます。

目的としましては、対象者を増やすために利用要件の緩和と、それから、入院時、火葬費の費用負担のための預託金を増額するものでございます。

右ページ、19ページの変更内容を御覧ください。

大きなところでは、まず一つ、資産要件としまして、これまで3,000万円以下の資産という方に限定してまいりましたが、資産要件自体を全て削除するというものでございます。

それと、預託金が当初52万円ですとやってまいりましたが、今回それを75万円に増額させていただくものでございます。

変更時期は今年の4月、これまでの利用者の方々には説明をして御納得をいただいているところでございます。

続きまして、21ページ、資料を御覧ください。

件名、死後事務支援事業（仮称）の開始についてでございます。

これは新しく始める事業でございますが、先ほど説明した高齢者あんしん生活支援事業と違いまして、単身高齢者の、預託金を払わなくても毎月の会費で死後事務だけを特化してやるという事業でございます。

対象者は、40歳以上90歳未満で、月額3,000円から7,500円を払っていただきますと、電話による状況確認以外に、お亡くなりになったときの葬儀、納骨、家財処分、財産の遺贈等を社会福祉協議会で★★いただくという事業でございます。

今回、特徴としましては、ひとり暮らしとなっておりますが、同居者に高齢者や障がい者など支援が困難な場合には対象とする予定でございますので、これも今年の4月から事業を実施するもの

でございます。

私から以上でございます。

○衛生部長 私からは、まず、報告案件の御説明の前に、先週1月13日の東京女子医科大学元理事長の逮捕報道を受けまして、足立医療センターについて、口頭になりますが御説明いたします。

まず、1月13日の元理事長の逮捕報道の直後に、足立医療センターより、ステークホルダーである区へ以下3点の御連絡をいただきました。

1点目は、御不安を掛けてしまったことへの謝罪。2点目は、第三者委員会の指摘を受けて、組織の改善、改革に向けて取り組んでいること。3点目は、1月13日の15時から記者会見が行われるとのことでした。そのように速やかに御連絡を頂いていたことを御報告させていただきます。

次に、これまでの区から東京女子医科大学への補助金の交付について、改めて御説明いたします。

区は、これまでに足立医療センターの病院等建設費に対して、平成31年3月から令和4年3月の間、3回に分けて計80億円を補助しております。また、先進高額医療機器19機種の導入、設置に対しては、令和5年3月に5億円を補助し、合わせて85億円を補助しております。

これら、いずれの補助金の交付についても、事前に全て弁護士や公認会計士、足立区医師会役員の医師、建設関係の大学教授の外部委員4名と、副区長を含む庁内委員2名により組織された補助金交付審査会の審査を経て、合わせて85億円を適切に支出しております。

また、これらのことを区民向けにまとめた区長コメントを、1月16日木曜日ですが、夕方に区ホームページに公表いたしました。

なお、報道を受けて、本日1月20日午前中に、東京女子医科大学理事長である清水新理事長が、御心配をお掛けしていると、おわびを含めて区長面会にいらしております。内容につきましては、また、しかるべき時期に改めて御報告させていただきます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

できます。

足立医療センターが開院したことについては、地元地域や足立医療センターと顔の見える関係が築かれている、医師会などからも大変喜んでいただいております。区といたしましては、今後も区民及び地域の医療関係者の意見を病院運営へ反映していただくとともに、安定的な病院運営をしていただけるよう協議を重ね、連携を図ってまいります。

女子医大につきましては以上でございます。

では、衛生部の報告案件の資料2ページを御覧ください。

「すこやかプラザあだち」建設現場における事故（2件）についてでございます。

まず1件目、作業員が作業中に負傷した事故についてですが、令和6年12月2日、朝9時30分に発生した事故ですが、受注者は武家田・浅香建設共同企業体です。事故者は男性作業員で、ベビーサンダーで1階の床コンクリートをはつる作業中に、それがはじかれて、ふくらはぎをおけがをして、6針縫う、4日間入院する治療を受けております。既に退院後、職場には復帰されております。

今回は事故防止用カバーを整備していなかったために、それが当たってけがをしてしまったということです。作業の安全対策を朝礼等で注意し、作業前に確認することを徹底してまいります。

2件目、現場前の歩道にて通行人が転倒した事故についてです。

こちらは、令和6年11月27日、男性の通行人、50代の方ですが、手首に痛みが出まして病院を1回受診されています。

こちらは、現場の搬出入ゲート前の歩道を自転車で通行中に、事故者はタイヤを洗う水で歩道に水たまりができたことが原因で転倒したと交通誘導員に主張しましたが、ここの対応で問題がありましたが、転倒したあなたが悪いと逆に言われて

口論になってしまいました。その後、区の職員も駆け付けて救急車や警察を呼んで対応しております。警察は関係者に事情聴取を行い、現場の状況を確認した後、単独事故として処理しております。

11月30日に現場代理人が事故者の自宅を訪問し、誘導員の対応が悪かった点について改めて謝罪を行っております。現場誘導員の初期対応については、受注者に改善するよう指示を行いまして、今後こういったことが起きないように今後も管理・監督を行ってまいります。

続いて、4ページを御覧ください。

「足立区の『生きる支援』第二次自殺対策計画」策定スケジュールの変更及び現行計画の期間★★★についてでございます。

今回、自殺対策計画を改定するに当たり、子どもの自殺など今数字を集めているところですが、まだその実態把握が十分にできていないことから、今後約3か月間、現在の計画を延長し、今後またパブリックコメントなどを行い、新しいものを策定したいというふうに考えております。

続いて、5ページを御覧ください。

HPVワクチンのキャッチアップ接種期間の延長についてです。

これは、国の方でキャッチアップ接種期間、これは平成9年から平成17年生まれの方に行っているものですが、今延長が議論されておまして、3月末に省令が改正される見込みですので、現状を報告いたします。

キャッチアップ接種ですけれども、本来ですと今年度の3月、令和7年3月31日に終わるものでしたけれども、こちらについて、国は1回でも接種をしている方は来年1年間延長するというものです。

今、特別区長会から国へ要望書を出しておまして、令和6年度内に1回接種済みの者を対象とするだけではなく、まだ1回も受けていない方も、あと1年間延長してほしいという要望を出してい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

るところです。

今後、期間延長の正式決定後、接種が完了していない方を対象に、期間延長についての個別通知を行ってまいります。

7ページを御覧ください。

带状疱疹ワクチンの定期接種化についてです。

今、足立区では、50歳以上の方に任意接種で一部費用を補助しているところですが、今度、来年度、今年の4月1日からは予防接種法のB類疾病に位置付けられまして、ここにございます65歳以上の方がこの対象となります。

足立区では、想定接種率を25%と想定して今後準備を進めてまいります。費用額などにつきましては、今後の予算委員会ですとか、その計上額、計上の時期などを決めて、決まり次第、報告してまいります。

9ページです。

「すこやかプラザあだち」に移転する江北保健センターにおける健康チェック機器の設置及び60歳からの健康リスタート事業の開始についてと、4月21日のオープンに合わせまして、三つの新しい事業を始めます。

1点目は、健康チェック機器の設置ということで、こちらについては、記載のとおり幾つかの機械を常設と、あと、月曜日の専門職による測定★、こういったところで気付けるような健康チェックを行えるよう進めてまいります。

2点目は、10ページになりますが、60歳からの健康リスタート事業という、人生100年時代に向けて、今後更に20年、30年、現役さながらに活躍していただけるような健康教室を進めてまいります。

3点目は、11ページになりますが、健康コンシェルジュを設置します。保健師1名、助産師1名を常にカウンターに配置しまして、区民の健康相談ですとか、プレコンセプションといわれる、男女、カップル併せた妊娠などの相談にも乗る予

定です。

私からの報告は以上でございます。

○足立保健所長 追加の報告資料を御覧ください。

件名は、職員の誤案内による損害賠償責任の発生についてでございます。本件につきましては、本当に誠に申し訳ございません。

内容でございます。

1番、経緯といたしまして、昨年11月23日に建築基準法12条に基づいて、防火設備の法定点検のために保健所に来所した業者の方がいらっしゃるわけですが、この方について、職員が別の契約に基づく保守点検と勘違いしてしまいまして、誤った案内をして帰らせてしまったという事件がございます。

これにつきまして、点検業者から当日発生した人件費として8万2,500円の請求がございました。

2番、これについて弁護士に相談いたしましたところ、区側の受領拒否に基づく相手側からの請求ということで、損害賠償による支払いがよいだろうという助言をいただきました。

3番でございます。この★★について、支払いにつきましては、弁護士の助言に基づきまして合意書を取り交わした上で、支払いの処理を進めてまいります。

4番、再発防止でございます。

1としまして、こういった保守点検等のイベント全ての見える化を進めて、こういったミスのも再発を防いでまいりたいと思います。

2番といたしましては、朝礼において、きちんと職員の間で情報共有してまいります。

3番といたしまして、当該職員の対応については、適切に判断していくことといたしております。

以上です。

○白石正輝委員長 それでは質疑に入りますが、皆さん方をお願いいたします。報告が多岐にわたっておりますので、質疑については簡明にお願いし

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たいというふうに思います。

何か質疑ございますか。

○いいくら昭二委員 では、簡明に。事前にも職員の皆様方が詳しく説明いただいておりますので、先ほどの東京女子医科大学の件、ちょっとこれはしっかりと話しさせていただきたいと思うんですけれども。それともう1点、ちょっと質問させていただきませう。

まず、先ほどの話で、衛生部長から細かく聞いたんですけれども、その中で、テレビ報道によると、逮捕容疑が1億円何がしという、これはまだ、どのぐらいの金額で起訴されるかそれは分からない話の中において、その中において、足立区は80億円と5億円、85億円ということで、東京女子医大のための、大切な税金を★★やったということなんですけれども。第三者委員会とかという話なんですけれども、お伺いしたいのは、当然、この委員会にしっかりと、口頭ではなくてちゃんとした書類として頂きたいという部分で、特に、逮捕容疑が流用ということなんですけれども、決して足立区のお金があつてはならない話なんです。具体的に、ないという証拠をしっかりと見せていただかないと、それが分からないということで、具体的には80億円と5億円の使い道、その部分がしっかりと検証されているかどうかという部分において、もう一度、委員会で、この部分の財務諸表の部分をしっかりと明示していただきたい。でない、大丈夫、大丈夫といったら、それだったら何も、警察も要らない話になってしまいますので、その分を要望しておりますので、先ほどの説明だと80億円と5億円で85億円ということでございますので、ちょっとその点はしっかりと詳細が分かった段階で、委員会の報告ということで。これは委員長、お願いします。

もう1点なんですけれども、すこやかプラザあだちの件なんですけれども、これ、3ページの現場前の歩道で通行人が転倒した事故についてとい

うことなんですけれども、普通はこの現場で、私もいろいろなアルバイトをやったことがあります。が、権限というのはあるわけですから、例えば目の前にそういう人がいた場合に、大丈夫ですかという形ですぐ行って、その後、誰がいいとか悪いとかというのはその人の権限ではないと思うし、まずその人を助けてという部分であれば、こんな大きなことにはならなかったのかなど。それが、あなたが悪いなんて言ってしまったら、それはやはり倒れた本人にしても立つ瀬が当然ないだろうと思うし、これは行政の仕事でやっているわけですから、御本人も当然そういうことも認識した上で、これは足立区がこういうことを言わせているという話になったら、それこそ、せっかく「すこやかプラザあだち」と、これからしっかりと区民のためにとあるんですが、この一つの小さなことも大きなことになってしまうという部分だと私自身は思っております。

そして、なおかつ、その前の2ページで、作業員が作業中に負傷した事故についてということで、これ、専門の方からちょっと聞いたら、こういうことはあり得ないということで、はつるときにカバーを取ってやるという、それでなおかつ、足立区の仕事に対してこういうことは普通は、私もアルバイトではつりとかそういうこともやったことがあるんですけれども、あり得ないというふうに思えて、もう一度しっかりと、こんなことが起こってしまったらこれからも事故が起こって……。

★★部としては、どのような形で、しっかりと再発防止ということを考えて進めていこうとしているんですか。お願いします。

○施設営繕部長 ★★申し訳ないことで、誠に申し訳ございませんでした。また、基本を忘れてこういったことがあったということ深く我々も、監督一同、大変おわびをするところでございます。また、新規工事については、徹底した安全管理、基本に返っての指導・助言をきっちりと行ってま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いますので、是非よろしく願い申し上げます。
誠に申し訳ございませんでした。

○いいくら昭二委員 施設営繕部長が真剣なあれで、何か私が怒られているような感じで思ったんですけれども。すみません、もう少し、謝るんだったら丁寧な話をしていただいた方が。多分もしかしたら、こういうことが口論になっちゃったのかな。すみません。

副区長、やはりこれは衛生部だけではなく、これは全体に関わることで、建設とか様々な部分において、こういうことというのは全てに通じることだと思うんです。是非とも今後、足立区が発注する仕事においてはこういうことがあってはならないと思うし、やはり微に細に、足立区民の皆さんが見ているわけですから、そこら辺のところ、もう少ししっかりと副区長を筆頭に発信していただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○副区長 大変申し訳ございませんでした。私どもも、当初は現場作業員が転んだ方にあなたが悪いというふうなことを言っていたと、ちょっと細かい状況はいろいろありますけれども、やはり私たちの中でも、区の施設の工事の中で、区が発注した事業で、区民の皆様こういう不適切な対応を取るとことは許し難いことだということで、全体のはつりの工事の件もそうですけれども、やはり区の工事では適切なことを行うということが当然のことでございますので、改めて全区に徹底しつつ、このようなことを起こさないように区内でも徹底してまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

○しぶや竜一委員 今のいいくら委員の質疑の中で、私も全く同意見というところで、やっぱりいろいろところで、全体として、副区長おっしゃってくださっている、見ていただきたいというところと、ただ最近、これまたちょっと脱線してしまうんですけれども、これは工事現場の中ではなくて、私自身で先週もお話を聞いたのが、これは全ての

人とは限らないかもしれないですけども、駐車をしている方に対しての、ちょっともめたよというところの案件で、★★駐車を促して下さっている作業員の方たちとのもめごとですかね、それが結構あるというところを、私の控室のところにもわざわざ見掛けて下さった方から控室の方にも連絡をくれたり、あとは私自身も個人的に連絡をいただいたりということが今年に入ってもう既に2件あったので、なるべくそういったところは厳重にといいますか、そういったところがまたこういった大きなことにつながりかねないということもありますので、是非ともそこをちょっと一度、身を引き締めるという思いで、指導なり何なりしていただければと思うんですけれども、再度いかがでしょうか。

○副区長 度々本当に申し訳ございません。私どもにも、特に青パトが、区内たくさん青パトも走っておりますけれども、青パトの運行の状況とか、それから対応がおかしいというふうな苦情を頂いております。

先ほど申しあげましたように、やっぱり行政が行っている事業だということでは、より一層引き締めて対応していくということが当然でございますので、発注事業者等にも厳しく話をしていきたいというふうに思っております。

○しぶや竜一委員 是非ともよろしく願います。区の責任というところで本当に致し方ないところ、ただ一方で、本当にいろいろな方がいらっしゃる中でというところでの対応は大変だとは思いますが、是非ともよろしく願います。

あと、もう1点なんですけれども、あだち物価高騰支援臨時給付金事業の実施というところで、タブレットには明確な記載がされていて、これは早まったというところで、先の総務委員会の中でも報告があったかと思うんですけれども。

1月31日の最初の支給というところなんです

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

が、これは全体的に、全世帯に行き渡るまでの大体のスケジュール感というのはお分かりでしょうか。分かる範囲でいいんですけれども。

○生活・暮らし臨時給付金担当課長 今しづや委員から御発言がありましたスケジュール感についてなんですが、こちらについては、資料にあるとおり、こちらにありますとおり、まず8万2,000世帯、こちらについてはおおむね★★支給ができるものと考えております。

そして、その他2万3,000世帯等々については、こちらについては確認書ということがございますので、2月13日以降、順次という形になってまいります。確認作業がございますので、こういったところは順次になってまいりますけれども、そういったスケジュール感でやっていきたいと思っております。

○しづや竜一委員 分かりました。ありがとうございます。

大体でいいんですが、2月中にはというところなのかなと思うんですけれども、ただ一方で、多分どの会派の皆さんもそうなんですけれども、この支給に対しては我が自民党にも、控室の方にも、先ほどもあったと思うんですけれども連絡が多々あったりとか、あと、個人的にもなるべく早くというところで、ただ、区としてはなるべく早くした最低限のラインが1月31日になって、ただ、1月31日とか2月1日だとかいろいろと変わってくるかと思うんですけれども、そういった中で少し早まったんだよという言い方は自分からもさせてはいただいているんですけれども、ただやっぱり気になるのが、その着金がいつまでというのを、完璧には分からないかもしれませんが大体の範囲で、中旬以降というところなんですけれども、やっぱりそれもまた2月中旬、3月だと、またそこも大分変わってくるのかなと思うので、そこの大体の指針が出てくれば、またちょっと順次、新たに教えていただきたいなと思うんで

すけれども、いかがですか。

○生活・暮らし臨時給付金担当課長 今しづや委員から御発言あったとおり、皆様にとっては着金が一番気になりますというところは本当にそのとおりだと思います。ですが、その方々の状況、書類の出し方とかいろいろあるものですから、人によってやっぱり若干違うということがございますので、丁寧に我々も説明をしていきたいと思っております。

○吉田こうじ委員 3人連続で大変恐縮なんですけれども、やはり、すこやかプラザあだち、区民の方の健康をとということで、区として鳴り物入りということで非常に今注目を集めている新しい施設で、けが人が出るというのはあまりよくないことじゃないかなと思うんです。皆さん御承知だと思うんですけれども、ハインリッヒの法則というのがありまして、300件「ヒヤリハット」があつて、29件の軽微な事故が起きたときには、1件の重大事故が起きるといふうな、そういうデータという法則もございますので、もしかしたら、この2件が出たということは、多くの「ヒヤリハット」も出ているんじゃないかなと。

私も実際建設現場で働いていた人間ですので、こういう役所のお仕事というのは物すごい量の安全書類やなんかを書かなきゃいけなくて、非常に大変なんです。ともすると、やはり形骸化してしまうような部分もすごく多いと思いますので、私もちょっとこれ思ったんですけれども、安全カバーを付けてなかったという、安全カバーを付けていればそのけがは起こらなかったのかという、決してそういうことじゃなくて、ベビーサンダーというのは安全カバーは大体半分ぐらいしか付いてないもので、残った歯の部分で大体は削る、それから切るという作業なんです。ですから、コンクリートをはつるというところに、果たしてその工具が正しかったのかという部分も含めてちょっと検討していただいて、きちっとした、要するに

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

二度とこういうことが起きないようなきちっとした対策を提出していただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

一番は、やっぱり職人の方々のけがというのは、その方の健康にも、仕事にも生活にも大きく関わってくることで、縫うぐらいで済んだので私はよかったかと、私も実はサンダーでここを4針縫っておりまして、あんまり大きなことを言えた義理ではないんですけども、でも、それもちゃんと防護カバーを付けていて、鉄筋にはじき飛ばされてここにだんと入っちゃった感じなんです。サンダーで切るといのは、すぱっと切れるんじゃないかと、削り取るように切れるので非常に痛いです。そんなことを委員会でお話ししてもしょうがないんですけども。

とにかく、すこやかプラザあだちが皆さんの健康をリードしていく施設である以上、やっぱりこういう事故はもう二度と起こさないような形で、委員会でするさく言われているよということを、是非、業者の方に徹底していただければなというふうに思うんですけども。これは要望で結構です。よろしくお願いたします。

それから、先ほどの衛生部長からの報告でもありました女子医大の理事長の逮捕のお話の中で、3点、1点目が謝罪と、2点目が改革していきますと、3点目で記者会見の通告がありましたというお話だったんですけども、この改革というのが、お金というのは非常にくせ者でして、さっきいくら委員からもありましたけれども、建設としての80億円だというふうになっても、やはりお金ですので、何がどういうふうになっているかというのは、しっかりとした事実というか、女子医大側からの説明というか、それははっきりと、足立区の補助金との関係性についてははっきりと明文化していただいたものを頂いて、それを区民の方にきちっと発表するというのは必要じゃないかなと私も思います。

それで、その改革については大体いつ頃までにとかという、何かめどはおっしゃっていたんでしょうか。

○衛生部長 改革についても、たしか10項目近くいろいろございまして、それらを段階的に進めていくというふうにお話を伺っております。

また、今後、女子医大と区民にどういうふうの説明できるかというのは、また確認してまいります。私どもが今回この補助金の交付をした時点では、大林組からの、女子医大の受注者ですけれども、これだけ建設費が掛かりましたという領収書を見て、その全体の額の2分の1かつ上限80億円、その中にいろいろな費用が書いてありまして、そこを確認して出しておりますので、一応私たちは書類上、その確認をして出しているというところでは。

今後どのように区民の方に御納得いただけるように示せるかというところは、また協議してまいります。

○副区長 改革についてちょっと補足させていただきますと、私も今日午前中の理事長の面談に同席をさせていただきました。改革については、昨年7月に女子医大の中で第三者委員会で報告が出ました。それを受けて、12月12日に文部科学省に法人として改革案を提出している。12月13日にはその内容を公表しているということで、スケジュールに沿って、項目に沿って、今改革を進めているということ清水理事長からお伺いしました。

○吉田こうじ委員 分かりました。段階をとることなので、今後も引き続き連携していただきながら、その辺は区としてもしっかりと対応していただければなというふうに思います。よろしくお願いたします。

あと、福祉部の報告資料で、地域懇談会というお話がございました。これ、すごくいいことだなというふうに思いました。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

福祉まるごと相談課の周知も兼ねてというお話だったんですが、この構成されているメンバーが、大体六、七人から十人前後、どういう方かというのが、各社会福祉法人の方ですか、そういう事業所の職員の方か民生委員、児童委員の方か、あと、NPOの方ということなんですけれども、今後もこういった意見交換の場というのは進めていく予定はあるのでしょうか。第2回、第3回と。

○福祉まるごと相談課長 冒頭、福祉部長から御説明があった際に、昨年度と今年度につきまして、この地域懇談会という名称で、高齢、障がい、子ども・子育て、困窮かかわらず、いろいろな方々と意見交換してまいりました。

来年度につきましては、重層的支援体制の中の地域づくりという、重層のメニューの中の最後の一つに着手する予定ですので、その中でまた形は、この形は一つだと思えるんですけども、多分野、多世代が交流して意見交換できるようなやり方は検討してやっていきたいと考えております。

○吉田こうじ委員 分かりました。また形を変えてということなので、できれば、例えば介護の方とか、支えていらっしゃる現役世代の方とか、そういう方の声もしっかり受け取れるような形で来年度も進めていただければ私はいいんじゃないかなというふうにも思いましたので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

あと、もう1点だけ。社会福祉協議会の死後事務支援事業ということで、その前に御説明いただいた高齢者あんしん生活支援事業とは別で、こういうふうな事業をしていただけるとのことなんですけれども、こちらに関しては実際にそういう御要望の声があったということなんでしょうか。

○社会福祉協議会事務局長 吉田委員のおっしゃるとおり、高齢者あんしん生活支援事業で預託金として契約当初にまとまった金額を用意しないといけないものですから、その用意ができないという方のニーズがあったという形で新たにつくったも

のでございます。

○吉田こうじ委員 ありがとうございます。

今後、単身の御高齢の方も増えてきて、いろいろ、病院でお亡くなりになったりもあるんですけども、御自宅で在宅でお亡くなりになる方も、すごくそういう情報も増えているのが事実でございますけれども、そういう中で、こういった事業があるんだよということをしっかりと、そういう皆さんの耳に届くような形の周知を是非進めていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○社会福祉協議会事務局長 トキメキと広報紙がございますので、★★また各種事業のときに、イベント等でも御紹介させていただく、また、地域包括支援センター等のケアマネジャー等を通して、実際の該当する方々にも御案内していただくような形でPRに努めていきたいと考えております。

○吉田こうじ委員 ★★とか介護事業者などは、すごくそういうのを分かっていたいただけると私はいいのかなと思います。私たちも、私も勉強して、しっかりその辺は周知に御協力させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○はたの昭彦委員 すみません、私もしつこく。女子医大の件についてということであると、先ほど衛生部長から、補助金については建設した大林組の建設の見積りで上限80億円ということで、建設費自体が上限の2分の1の80億円ということなので160億円以上掛かるというのは当然なんだろうなというふうに思うんですけども、ただ、今回の理事長がアドバイザーでしたか、アドバイザー費でしたか、そこも見積りを含めて大林組★★出したのかということ言えば、多分そうだと思うんです。そうじゃないとお金出てこないの。そういう中で、もともと区が負担するお金が適切だったのか、お金の色はないので、税金からそこに流れているということは十分、一般的に見ると

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そういう見方はできるわけですから、そういうことも含めて、やっぱり検証していく必要があるのかなというふうに思います。これは一応意見ということで。これ、なかなか、まだ逮捕案件でこれからいろいろ出てきますから、ここで言うてもしよがないので。

すこやかプラザあだちの事故については、私、建設会社が安全に対する認識がちょっと甘いのかなど。特に、1件目の転倒事故が11月27日で、ベビーサンダーによる事故が12月2日でしたか、僅か1週間の間に2件もこういった、1件目の転倒については現場での事故ではないわけですが、ただ、建設業、私もゼネコンで長らく働いていましたので、このガードマンというのは建設現場において一番周りの住民と接しているわけですから、ガードマンの対応いかんで現場のイメージとか、近隣の協力が得られるか得られないかという非常にこれ大事な役割で、先ほどいくら委員も言いましたけれども、まず大丈夫ですかというのが基本で、今いろいろガードマンとか警備業界、人員不足でそういう質の問題もどうなのかなというふうに思いますし、それと、ベビーサンダー事故ということでも先ほど言っていましたけれども、そもそも安全カバーを外した工具を持ち込んでいること自体が問題で、そういうことを建設会社としてどう受け止めているのか、電動工具については月1回とか、漏電だとか安全対策をちゃんと確認したのかなということも含めて、やっぱり区の仕事を請け負っている事業者なんですから、そういった安全体制を改めて区としてもチェックしていくことが大事だと思いますけれども、どうでしょうか。

○施設営繕部長 本当に大変申し訳ございませんでした。本当に繰り返しの答弁になりますけれども、今後、今発注している工事もそうです、また、完成間近のすこやかプラザあだちで御迷惑をお掛けしていますが、改めて監督員、それから総括監督

員、★★課長でございますけれども、★★課長はじめ、★★係長、担当と、やはり基本的な事項、持込みですとか安全★★、近隣の方への言葉の使い方とか本当に不愉快のないように、安全確保を第一にしっかりと工事の方やりますので、是非よろしくお願い申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○はたの昭彦委員 謝っていただく必要はないんですけども、やっぱり安全に対してということで、現場で働いている人がけがをするということは、その人の生活だとか、家族も含めた生活にも関わってくる問題ですので、効率よりも安全第一ということを経営では進めていくというか、立場でやっていく人が大事だと思います。

それで、次に福祉部の地域包括支援センター千住本町の賃借料の補助についてなんですけど、これ確認なんですけれども、学びピア21に移転した後も引き続き20万円を超えた部分については補助をしていくということではいいんですか。

○高齢者施策推進室長 学びピア21に移転していただいた後につきましては、賃借料は掛かりませんので、あくまでも8月から令和7年3月分までの補助になります。

○はたの昭彦委員 学びピアでは掛からないということですね。ほかの包括支援センターについては、こういった仕様書に基づいて上限20万円ということ、そっちはそれでいいんですよね。

○高齢者施策推進室長 他の包括支援センターにつきましては、仕様書どおり上限20万円ということになっています。

○はたの昭彦委員 この上限20万円というのは、いつ頃20万円という設定をされたのか、分かったら教えてほしいんですけども。

○高齢者施策推進室長 すみません、私も確認したんですが、ちょっといつというのがはっきりとは分からないんですが、家賃補助は当初から上限20万円という形では補助しております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○はたの昭彦委員 いつか分からないというのは随分昔なのかなという気もしなくはないんですが、今、物価高騰で賃貸料も非常に上がっている中で、包括支援センターも含めて介護部分での経営の状況は大変なわけですから、この上限20万円というのが今の物価のレベルの中で適切かどうかということも含めた検討は今後引き続きしていくべきだと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 今、家賃補助をしているところが、この千手本町を合わせて7か所ございます。そのうち、20万円を超えている家賃を払っているところは2か所あります。ですので、はたの委員のお話があったように物価高騰ということも受けて家賃もかなり高くなっておりまして、その20万円については今後検討してまいります。

○はたの昭彦委員 包括支援センターでも医療系だとか、医療とか介護施設の中に入っている、自分のところ★★法人だとかの中でやっている部分にはそう掛からないだろうけれども、別の所を借りてやっているところには、包括支援センター、撤退なんかされちゃうと本当に困りますので、引き続き何とか応援していただきたいと思います。

それと、高齢者あんしん生活支援事業の変更についてということで、利用者の今後の対応については、預託金の増額について了承が得られない場合は解約せず現行の預託金内ということなんでしょうけれども、先ほどの説明だと何か納得いただいているみたいなお話だったんですが、利用今している方、皆さん納得の上だということでしょうか。

○社会福祉協議会事務局長 現在69名の方に契約をいただきまして、そのうち67名から御了解をいただいて、残り2名の方につきましては、預託金の増額分の支払いはちょっと厳しいと。ただ、あくまでもその預託金の52万円の範囲内までの

サービスであれば納得いただけるというような形でございます。

具体的には、もし52万円を超すことになったら、そのときに御本人からキャッシュカードなどを借りて、うちの職員が銀行、金融機関とかに行ってお金を払出しに行くというようなサービスが発生するのかなというふうな考えでございます。

○はたの昭彦委員 今のお話だと途切れることはないのかなと思うんですが、52万円ここで終わりだよなんて、葬式の途中で終わりだよみたいなことはないという理解でいいんですね。

○社会福祉協議会事務局長 はたの委員のおっしゃるとおりでございます。

○はたの昭彦委員 すみません、それと、衛生部の带状疱疹ワクチンの定期接種化についてということで、65歳を超える者については高齢者の肺炎球菌ワクチンと同様に5年間の経過措置ということで、5歳年齢ごとということは、例えば65歳、70歳、75歳というふうになるわけだから、この間の年齢の方というのは、制度が始まって最長4年たたないと打てないということなんですよ。

○保健予防課長 65歳以上の方に置き換わった方、定期接種に置き換わった方はいいんですけども、その間の年齢の方は、今現在は任意接種で半額補助していますけれども、これは東京都の補助金をもらって区と半分ずつやっていますので、東京都の補助金がどうなるか、ちょっと今月末にならないと分からないので、そこを見てから判断したいと思います。

○はたの昭彦委員 国の動向なので分からないかもしれないんですけども、今のテレビの宣伝なんか見ていると、50歳を過ぎたら带状疱疹ワクチン接種をみたいながあるんだけど、今後その対象年齢が下がるという、例えば50歳以上とかに下がる可能性とか、あと、区として、区独自として補助していこうみたいなことは考えていることはあるんでしょうか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○保健予防課長 おっしゃるとおりでございまして、今、任意接種で1年半前から始めましたけれども、いろいろ考えて50歳から半分補助というのをやっていた。今後、定期接種化に一部なることによって、50歳以上をどうするか、64歳までどうするかというのはまた検討課題でございまして。

○おぐら修平委員 私から、まず、福祉部に関連して何点か。

最初の、地域懇談会の実施結果についてでございます。福祉まるごと相談課の職員の皆さんが、それぞれ拠点地域で、いろいろな各方面の皆さんとのいろいろな困り事、現状についての意見交換というのは非常に大事なことだと思っています。私も、それぞれの地域ごとに、例えば包括だったり福祉事務所だったり、民生だって、あとは民間ですよ、住まいに関しては例えば不動産屋だったり、あとは地域の中で子ども食堂をやっていたり、困窮者支援のグループがあったり、いろいろな方々いらっしゃると思うんですけども、官民総出となったそういう地域のネットワーク、こういうのを是非それぞれの拠点ごとに、是非、是非つくっていただきたいなど。そういう周知を是非、なかなかその当事者の方に知られてないというのがるので、周知をしていただきたいなこと、是非こういった取組を★★していただければと思います。

それに関連してなんですけれども、私、この福祉まるごと相談課ができたときに、本会議の質問の中でも、いろいろな分野のネットワークをつくっていく、またその現場を知るという意味で、福祉まるごと相談課の職員が、例えば不動産屋に行くと、住まいの困り事、どう支援していけばいいのかとか、いろいろな各分野ありますよね、福祉事務所に行くのもそうですし、社会福祉協議会に行くのもそうですし、民間のところでも子ども食堂に行ってみるとか、シングルマザー支援のところに行くとか、そういったいろいろな官民あ

らゆるところに、ほんのちょこっと行くだけでいいと思うんです。そういったことをやることによつての顔の見える環境及び福祉まるごと相談課の職員がいろいろな分野を、それぞれの分野広く体験をしていく、経験をしていく、それを何かあったときにコーディネーター的につなげていくということを是非やっていただきたいと思うんですけども。

これ、非常に入り口部分として、すごくいいチャンス、きっかけになったと思うので、それをより、今後も定期的に続けること、いろいろな分野の方も役職が変わったり担当が代わったりしますので、それを続けることと、そういった福祉まるごと相談課の職員の方がいろいろなところに、今回は意見交換でしたけれども、実際に経験をするというんですか、研修とまでは言わないですけども、視察、体験をするというんですかね、そういう機会を是非設けていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○福祉まるごと相談課長 今回、様々な方々と意見交換させていただいて、実は私も10回全部出まして、その中で一度、「課長、子ども食堂を見に来てください」というところで実際に声を掛けていただいて、恥ずかしながら私も初めて実際にお昼にお配りしている現場に行かせていただいて、実際に配っている方のお顔を見てちょっと話をして、家族とちょっと話をしているところをつながらせていただきました。現場からは、スーツ起きた職員が来て、何かちょっとかしこまった人が来たなと思われると思いきや、現場を見てくれてうれしかったという声も実は頂いた部分もありましたので、私、福祉まるごと相談課の課長だけではなくて、係長も相談員も含めて、そういった方と接する場面があれば是非積極的に、福祉まるごと相談課のPRも兼ねて出向いていきたいと考えております。

○おぐら修平委員 私、今も困窮者支援団体のスタ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ップをやっています、いろいろな困り事、足立区内外いろいろあるんですけども、全部1人でやっているんです。例えばアパート探しで困難している方、そういった方を支援してくれる不動産屋と一緒にいたりとか、あと、借金だったり、法律相談が必要な方には弁護士のところへ私が一緒に、全部連れていくんです。例えば子育てで悩み、課題を抱えている方、ひとり親の家庭だと子ども食堂を案内したり、シングルマザー家庭、DV被害者支援の団体と一緒にいたりとか、そういうことで顔の見える関係でのネットワークというのはすごく大事だなということを実感しているので、そういった取組というのは是非お願いします。

あと、この意見交換の中で出たもので非常に大きなポイントを三つ、取りまとめられたなと思いました。そもそも、この1番のところなんですけれども、なかなか本人が、こっちからしたらこれはもうどうしようもないよと思っているんですけども、本人がなかなか、いや大丈夫ですということも非常に多くて、なかなか御本人が困っていると認識していないということに対するアプローチ、非常に難しいんですけども。これをどうすればいいかということ、2番のところにも書いていますけれども。とか、あとは、地域ごとの支援チームのことは先ほど申し上げたように、ここはちょっと割愛します。そういうネットワークづくり、顔の見える関係づくり。この3番のところの、この支援に★★、これもさっき質問したとおりなので、ここちょっと割愛します。

1番ですね、困っているという方が、そもそも困っているということを認識されていなかったり、どこにどう相談したらいいのかわからないというのも非常に多いなということを思いました。では、どうアプローチすればいいのかなというので、やはりアナログとデジタルと両方の側面ですね。私並びに困窮者支援団体の方も最近、特に若い世

代の方だと、大体、XとかグーグルとかYouTubeとかでキーワード検索して、そこで大体引っ掛かってきて、そこでメール相談が来るというパターンだったり、あと、都心とか足立区でもやっていらっしゃる食料支援の現場、食糧支援に来られる方というのは必ずやっぱり困っているんですけども、どこにどう相談したらいいかわからない。そこに、法律家の方だったり困窮者支援団体の方だったり、いろいろな方々が一堂に相談員として大挙して行って、そこで相談会もやっていますと。そこにもどうしようかなと迷っている方がいらっしゃると、「どうですか」ということですつとうまく案内したりとかしてやるとか、何かそういうアウトリーチ型の支援並びにSNSの強化と、アナログとデジタル両方での何かそういう施策を、他区では社会福祉協議会とか困窮者支援団体とか福祉事務所が共同でアウトリーチ型のそういう食料配布相談会をやったりとかしている例を挙げましたけれども、中野区だったり、そういったことをより一層強化できないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○福祉まると相談課長 日頃の相談を受けていても、区民の方々から直接、福祉まると相談課の門をたたいていただける方もいれば、支援者を通じて、支援機関を通じて、実は私が抱えているケースでこういう方がいるんですけどもということとつながってくるケース、両方あります。その中で、もちろん今、区の方のXも通じて、実は時間外もやっていますとか、土曜日・日曜日も開庁していますとか定期的に発信しているデジタルの部分と、やはりチラシが効果を生むという部分と両方ありますので、そのあたりでより一層、福祉まると相談課を区民の方にも支援機関にも両方に知ってもらおうというところを一層、まだ1年でですけども、2年、3年と続けていきたいと思っています。

○おぐら修平委員 あと、私、年始の臨時窓口開庁、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ちょっと現場の状況をお邪魔させていただいて、ありがとうございました。そこでお話を伺って、なるほどなと思ったのは、私もどこかでたしか提案したような記憶があつて、ちょっと今記憶が途切れているんですけども、警察、交番との連携もすごく大事だなと、結構、困窮者支援団体の現場でも警察から連絡が来るパターンがあつたりとか、あとは、警察に、お金がないんです電車賃してくださいみたいな、駅近くの交番に相談があつたりとかしているんです。実際に私が臨時窓口にお邪魔させていただいたときも、警察署の方が相談者の方を連れて来られて相談対応されたということをお伺いまして、正にそういう警察署との連携というのも大事なポイントだなと。

警察官の方が福祉の制度を全部が全部を網羅、把握しているわけではないので、こちらの方でも何か警察署向けに、既存のものでもいいし、簡単な何か案内のパンフレットをつくって、相談に来られたときにこっちにつないでいただくとか、何かそういうサポートができればなと思うんですけども、いかがでしょうか。

- 福祉管理課長 昨年、福祉まるごと相談課ができる前に、福祉まるごと相談課の紹介を含めて4警察にはチラシを配らせていただいております。
- おぐら修平委員 チラシを配ったものが、では現場の交番とか、そこまでちゃんと徹底されているかなんです。そこなんです。そこを是非、現場をチェックしていただいて、またより一層の、それぞれの署もそうですけれども、各交番との顔の見える関係づくり、是非よろしく願いをいたします。

続きまして、サロン豆の木の受託事業者評価委員会の評価結果についてです。これも先ほどの質疑と同じなんですけれども、ひとり親家庭、なかなか困っていることを認識されてなかったり、困っていることを言えない、また、どうすればいいのかわからないと1人で抱えているというもの

多々あると思うんです。

この評価委員会の中にも、1の業務遂行力のところに、ひとり親家庭等の参加を促す工夫だったりとか、あとは、ちょっと関連するところでは、2番の業務遂行力、ひとり親家庭同士や親子の交流促進といったような取組、こういったところが入り口部分として非常に大きなポイントとなると思うんですけども、ここに対する評価の基準もそうですけれども、何かより一層、区としてもチェックしていく、また事業者に対してももっと、周知・啓発に対してこちらもサポートしていくといったことが大事と思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。一応、評価委員会の中ではポイントは上がっているということでありますけれども。

- 親子支援課長 まず、参加を促す工夫ですけれども、毎月、サロンを行った結果を職員が持ってきます。そこで必ず担当と打合せをして、今度はこうした方がいいんじゃないかというような、基本的には毎月のように事業者と打合せをしているというのが一つあります。もちろんその中で、事業者独自に工夫があつたので、今回評価が高かつたのかなというふうには一つ思っています。

それから、ひとり親家庭同士の交流促進の業務遂行力についてですけれども、これはプレゼンテーションの中で審査委員の方が感じたところなんですけれども、その工夫と少し通じるところがあるんですけども、非常にひとり親家庭の状況をすごく理解した上でのプレゼンテーションがあつたので、この事業所もどンドン経験を積んでいるところであつて、我々もそうですけれども、共に、言葉は適切か分からないけれども、お互いに成長しているところがあります。そのところで、お互い審査員と事業所で分かり合えて、もっとこういうふうにした方がいいかなというところで分かり合えたところがあつたので点数が高かつたかなというふうには思っています。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○おぐら修平委員 これに関連して、ちなみに、このサロン豆の木というのは、どれぐらい当事者に周知、認知度ですよね、まずはどれぐらいあるものでしょうか。

○親子支援課長 毎年、年度初めに児童育成手当、東京都のひとり親の手当の受給者、約6,000件なんですけれども、その方に通知をするときに、このサロンの御案内もしています。それから、同時にアプリを、アプリとメールを運営しております、ひとり親への情報を送るアプリとメールですけれども、アプリで4,500件ほど登録していただいているので、そちらには月に1回といわず、2回、3回とサロンのお知らせを随時しているというような状況でございます。

○おぐら修平委員 とにかくデジタルとアナログと、ここは児童扶養手当で当事者は全部押さえていますので、そこはやっぱり強みだと思うんです。ただ、なかなか日々の生活いっぱいの方だったりすると、登録しても、また、この児童扶養手当の手紙が届いても、なかなか中身まで読み込んでいただけないというのもあったりするので、そこはより一層、登録者数で手放して喜べない部分もあると思うので、より深掘りして、実際にどこまで、ちゃんと中身まで、最後まで読まれているのかとか、どこまでそこからつながっているのかとかというところまで是非調査をいただければということ、これは要望で結構ですので、よろしく願いをいたします。

続いて、あだち物価高騰支援臨時給付金事業の実施についてということで、住民税非課税世帯と、国の基準のものと足立区の独自の基準と二つ設けて、約10万7,000世帯が想定ということになっておりますが、これもどこかで意見、たしか総務委員会のときだったかと思うんですけれども、やはりこれ、どうしても住民税非課税世帯となると圧倒的に高齢者が多い、もちろんそれは高齢者、年金暮らしの方、大変な方もたくさんいらっしゃ

います。一方で、やっぱり現役世代の方も、単純に年収だけで比較できない難しさがあります。行政がその基準を決めて、こういう給付金とかというのも非常に、実際の現場で難しいなというものもあるんですが。

まず、今回のこの10万7,000世帯、子ども加算の世帯について報告、★★世帯と出ていますけれども、高齢者世帯、現役世帯、ひとり親家庭だったりとか、そういう内訳はどうなっていますでしょうか。ざっくりしたもので結構です。おおよその傾向として。

○生活・暮らし臨時給付金担当課長 今おぐら委員おっしゃった内訳まで、そこまで細かくちょっと分からない部分がございます。申し訳ありません。

○おぐら修平委員 よく、いろいろな国のデータとか、いろいろなところではそういう非課税世帯が、結局、高齢者世帯が令和7年は8割で、現役世代に届いてないみたいな、そういういろいろな報道とか、いろいろな方々の調査とかでよくされていますけれども。

その辺は、大体、国の傾向と基本は変わらないという認識でよろしいですか。

○生活・暮らし臨時給付金担当課長 国と、恐らくそこら辺は変わらないかと思うんですが、以前ちょっと私どもが調べたところでは、この給付金の中の多くの方がやはり高齢世帯、5割程度は高齢世帯というふうなことはつかめております。

ですので、おぐら委員おっしゃるとおり、どこまでがどうかというのはなかなか難しいところもありますけれども、今回の給付金については、この形でやらせていただきたいと思っております。

○おぐら修平委員 給付金については今回はこれでもいいと思う一方で、やはりそうじゃない対象者の方も厳しい方たくさんいらっしゃるの、どこにルール、線引きを設けてやっていくかというのは非常に難しいんですけれども、そういったところにも意識を向けて、今後の施策の中でも調査研究、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

検討を進めていただければということでの要望で結構です。

次に、高齢者あんしん生活支援事業と、続いて死後事務支援事業の開始についてということでの二つ関連してでございます。

私よく、決算予算特別委員会の中で高齢者の住まいに関連して、一人暮らしの高齢者が足立区だと大体、「数字で見る足立」を追い掛けていくと2,000人ずつ増えているんです。大体69万人中の今もう1割を超えているという状況で、こういった方々がなかなか住まいを借りられない、国土交通省の残置物の処理等に関するモデル契約条項を使った、アパート入居の際の残置物を不動産の権利で撤去できますという契約があるけれども、実績がなかなか少ないという中で、今回こういう事業が始められたのは私は非常に、今後需要は必ず増えてきますし、大事な事業だと思う一方で、今回やはりどうしてもこれは当然お金が掛かってくる、その中でも何とか安くやっていただいたと思うんです。

預託金の部分についても全く切り離して、一番課題になる亡くなられた後の残置物、またその後の対応、それでも、やはり月額3,000円から7,500円払えない方、その方が私は一番ボリュームゾーンとしては多いんじゃないかと思うんです。

今始まったばかりではあるんですけれども、ここも払えない方について、厳しい方についての何かしらの支援、手だてというのができないかなと。新しくせつかくいい事業が始まったばかりで恐縮なんですけれども、この3,000円から7,500円が厳しい方に対する何かしらできないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 社会福祉協議会事務局長 確かに、この3,000円、7,500円、厳しい方いらっしゃると当初から考えてございます。勝手なことですが、社会福祉協議会は寄附で運営している事業

でございますので、例えばの話でございますが、こういう事業に心を寄せていただいた方々から、是非この事業を存続また発展していくために私の遺産を使っていただきたいというような形で遺贈の寄附を頂くとか、そのような形で何とかいけなかなという皮算用をしているところでございますが、これからまた、あくまでも事業をどんどんどんどんフレキシブルに変換、変更していくつもりでございますので、ニーズに応じて、また需要に応じて、少しずつまた改善していきたいなというふうに考えてございます。

- おぐら修平委員 事業が始まったばかりですので、今すぐというのはなかなか、まずはこの事業をやってみながら、実際の現場の状況を確認しながらというところはあると思うんですけれども、是非そういった課題についても早急な対策、対応ということで、要望で結構ですのでよろしくお願いをいたします。

時間もあれなので、以上で。

- 加地まさなお委員 ありがとうございます。今の話に続いて、私も高齢者あんしん生活支援事業の料金改定、質問させていただきます。

今の流れで、正に今回の料金改定は、火葬代とか入院費の問題が、今高騰している、人件費の高騰も含めてだと思っておりますが、今おぐら委員がおっしゃったように、これからニーズが非常に増えると思います。すごくいい事業だと思っております。これからどんどんフレキシブルにやっていくというのでも聞かせていただいたので、期待させていただきたいんですが。

今後も物価が高騰深していくと思うんです。その際、やはり基準になるものが多分あると思うんです。今回も金額が、根拠があって上げていると思うんですが、また火葬代とか上がってきたとき、入院費の金額が上がってきたとき、人件費はもちろん上がってくると思います。段階的に金額を上げていくことも想定されていますでしょうか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○社会福祉協議会事務局長 年会費、利用時間等も、最低賃金ですとか、また同じような事業をやっている他区の事業との比較、それと、やはり葬祭費については現場の実際の実費用を検討させていただいて上げさせていただいているところがございます。

ただ、うちの方もただ単に上がったからというのではなくて、より安く火葬ができるような形で火葬業者様とも御相談をさせていただいて、例えば、社会福祉協議会がやる事業なので少し安くしていただけないか、免除させていただけないかというような形で御相談させていただいて、ある程度そういう形での葬儀も進められるような形を取っている形でございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。すばらしい努力だなと思います。少しでも金額を安くしていただいて、使っていただける方が増えればいいなというふうに思います。ありがとうございます。

次に、また同じような話になりますが、新たなあだち物価高騰支援臨時給付金事業なんですけど、これ、実は私も補正予算、賛成させていただいたんですけど、これは他区の事例なんですけど、港区等でも実は外国籍の方の非課税世帯が非常に多かったとかということがありました。そこでまた留学生というところで、支援の対象が自治体によってまちまちだということが分かりました。

足立区は、まず今、先ほどおぐら委員からもありましたが、高齢者の割合もあると思うんですが、外国籍の方の割合というのが分かれば教えてください。

○生活・暮らし臨時給付金担当課長 ちょっと申し訳ありません、そのところは、ちょっと割合まで今手持ち持ち合わせておりません。

○加地まさなお委員 港区でも議会で質問があったんですけど、港区の例が、外国籍の方1万2,598世帯のうちの7,300世帯が非課税だっ

たんです。港区は外国人が多いので、お金を持っている層がいっぱいいるのかなと思ったら、実はそうじゃなくて、もちろん留学生の方もいます。そういったところで、その方も受け取れるようなシステムはちょっとおかしいんじゃないかというふうに言われています、留学生の方で。日本でも子どもたちがもちろん大学に行ったり、学生の子どもたちがいる親御さんも一生懸命働いていて、先ほどの現役世代又は基準に当てはまらない方は一生懸命頑張っているのに、ぱっと来て、外国の方が、別に外国の方がどうこうという言い方はちょっと差別的になってしまうかもしれませんが、やっぱりこれは大切な税金です、皆さんが支払いしている。

その中で、留学生の方でも非課税世帯になるのか、その辺というのもデータを頂きたいなというふうに思うんですけども。

○生活・暮らし臨時給付金担当課長 こちらについてはお調べしたいと思います。

○加地まさなお委員 今現時点で支払いの基準というのは明確に持っているのかなというふうに、それもされていないでしょうか。

例えば板橋区の場合だと、租税条約★★給付金対象にならないとか、新宿区では、1月2日以降に入国した方に対しては、所得がもちろん不明なので、そういった方には支給しないとかという各自自治体で取決めがあるんですけど、足立区はどうなっているのかを教えてください。

○生活・暮らし臨時給付金担当課長 こちらについては、もちろん我々も持ち合わせております。今加地委員がおっしゃったとおり、租税条約のところはそういった対応をさせていただいておりますし、この基準日というのはまずあります。

12月13日現在での基準日というところで、こういった形か、その方が非課税なのか均等割か、また子ども加算というところという形になりますので、基準日の扱い等々でやらせていただいております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

りますけれども、多くは国の基準に示されたとおりの流れでやらせていただいているというところでございます。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。分かりました。その辺のデータも頂きたいなというふうに思います。

均等割は区独自の助成になるので、この辺もしっかりと、先ほどのおぐら委員もおっしゃいましたけれども、現役世代とか基準を満たされていないけれども大変な、子どもたちを育てている世代もたくさんいるんです。その中で、やはりルールで、もらえる方ももらえない方が決まってしまうという中で、しっかりと税金を払っている世代もいるので、その方たちが納得できるような、ある程度、基準、ルールに基づいた支払いの仕方をしていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

次に、带状疱疹ワクチンです。事前説明でもちょっと伺わせていただいたんですが、これ、昔から带状疱疹が増えてきているよということは聞いているんですが、これから多分もうちょっと、何か今増えているなというイメージがあるんですけども、これはコロナ前から、分かりやすく言うという、新型コロナワクチン★★が始まる前から、带状疱疹が増えている割合とかというデータはありますか。

○足立保健所長 带状疱疹は感染症法上、把握していくものではございませんので、その実数については把握しているところではございません。

○加地まさなお委員 逆にワクチンを打たれた方のデータというのは残ると思うんですが、どうでしょうか。

○保健予防課長 ワクチンを打った方はまだ5%程度しかなくて、しかも1年半前からですので、それでどうなったかというところはまだ分析できてない状態です。

○加地まさなお委員 ワクチンを打った方のデータは残るということ。

○保健予防課長 ワクチンを打った方は分かりませんが、その方がどのような御病気になったのかはまた別のところにあるデータですので、どなたかは直接は分かりません。接種履歴は分かります。

○加地まさなお委員 私は昔から带状疱疹というのがあるのは知ってたんですが、何でこんなに増えたのかなという、その本質の問題で、その辺やっぱり理由があるのかなというふうに思っています。その辺を、情報が取れば調べていただきたいなと思います。そういう要望をさせていただいて。

带状疱疹のワクチン、生ワクチンと2種類あるというふうにおっしゃっていましたが、やっぱりリスクとベネフィット、同じようにあると思うんです。

生ワクチンは安全だと、带状疱疹のワクチンに関しては安全だというふうには伺っていたんですが、その辺も、リスクはゼロではないのかなというふうに思うんですが、区でどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○保健予防課長 全てに言えますけれども、ワクチンはリスクゼロというわけではございません。実際には肩が腫れたりとか熱が出たりと、いろいろなことがございますけれども、重篤な症状というのはちょっと伺ってないです。

○加地まさなお委員 分かりました。ただ、生ワクチンは普通の不活化よりはリスクがちょっと高いというように言われていたような気がするのですが、その辺も一応しっかり見ていただきたいと思います。

それと、もう1点、もう2点ですか、HPVワクチンなんです。国の政策なので行政に言ってもというところ、もちろんあるんですが、HPVワクチンはヒトパピローマウイルスに対して効果があるというのは分かっているんですが、シルガー

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ド等の説明書には、がんに対しての効果はありませんという形で書いてあるということをお聞きしたのですが、その辺はどういうふうに区で情報を取っているかなというふうにお聞きしたい。

○足立保健所長 HPVワクチンは、ヒトパピローマウイルスについて、感染予防について効くものでございますので、がんを治療する効果はございません。

○加地まさなお委員 ですよ。それが何か、皆さん結構分かってないんじゃないかなというふうに思っています。ヒトパピローマウイルスに対しては、HPVワクチンは効果がある。でも、ちゃんと情報を持ってない人は、がんになりづらくなるんだよというふうに、がんにならないんだよみたいなイメージを持ってしまっているのかなというふうに認識しているんですが、いかがでしょうか。

○足立保健所長 先ほどの発言が分かりにくくて、すみません。発病したがんを治す効果はございません。HPVワクチンを打った場合には、ヒトパピローマウイルスに感染しにくくなりますので、将来的にがんになる確率を大きく下げることができます。

○加地まさなお委員 分かりました。説明書に、がんに対しての効果がありませんというような内容が書いてあるというふうに情報を頂きましたので、その点もちょっと確かめていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○衛生部長 子宮頸がんワクチンの全てではないんですが、かなりの割合がヒトパピローマウイルスの感染症によってがん化することが分かっております。ですので、ヒトパピローマウイルス、これもかなりいろいろな種類があって、当初は2価という2種類に対して始めて、現在は9価というところで、かなり増えてはきましたが、そうすることで、ヒトパピローマウイルスの9価の感染を止めることで、かなりの子宮頸がんのがんを予防す

ることができる、これはそのエビデンスがありまして、ワクチンの接種と死亡率などを全世界的にきちんと計算されていて、これはワクチンを打って死亡率を下げた方が効果的であると認められて、現在この予防接種が始まっているところです。

ですので、がんの予防効果はございます。

○加地まさなお委員 分かりました。その辺は衛生部長がそうやってちゃんとエビデンスを基に発信していただける。私としては、やっぱり住民の方も不安を持っている方がいるので、その不安を持っている内容というのが、厚生労働省の方で打ち始めて、1回止めた、そういう歴史もある中で、新しい資料などないんですかね、9価は安全なのかというふうに不安を持つのは、これはもっともだなというふうに思っています。

そういう情報も少し、今のちゃんと情報をホームページ等で書いてあれば皆さんも安心するんじゃないかなというふうに思います。あまり分かってない方もいらっしゃるような気がするので、少し分かりやすく、今の話を私は聞いた限りでは安全なんだというふうに、聞いていて確認できたので。

○衛生部長 100かゼロかではありません。ワクチンは多少のリスクはあります。やはり薬ですので、それで、やっぱり想定されないところで非常にアレルギー症状が出たりですとか、以前言われたのは、肩に筋肉注射をするんですけども、迷走神経の反応で、ちょっと気絶に近いぐらい★★方もいらっしゃるというところで話題になったワクチンではありますが、ですので人によってそのリスクの受け取り方とか、その後の困難さというのは違ってくるかと思えます。

ですので、完全に安全だとは言いきれませんが、やはり頸がんになって亡くなる方と、多少、打って肩の痛みが出たり気分が悪くなる方がいらっしゃるかもしれない、日本全体、あるいは世界全体で考えたときに、ワクチンを打った方が死亡者数が

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

減らせるという考え方でやっておりますので、安全だと言い切るのには、それはまた一つ課題があると思います。

○加地まさなお委員 安全だと言い切ってほしいというわけじゃなくて、その辺がちょっと情報が分かりづらいのが。私も姪っ子が2人いるんですが、弟が子宮頸がん★★を打たせるのに情報が取れなかった、結構前だったので取りづらかったんだと。そういうときに、今みたいな情報が両方、リスクとベネフィットが分かっていたら、打つときにも基準ができるというふうにも実際言っていました。打ったと思うんですけども、今の9個じゃなくて4個だと思うんですが、そういうふうにも伝えていただきたいというところで、私もゼロか100かという考えは持っていないので、打つときに少しでも分かりやすい情報提供をしていただきたいなというふうに思っています。要望させていただきます。

最後に、今度すこやかプラザでできる測定器ですか、その中で、これすごくいいなというふうに思ってるのが、いろいろな血圧とか脳年齢とか、私もやりたいなというふうに思うんですが。

その中の一つに肌年齢測定器というのがあって、これは非常にいいなというふうに思ったんですが。これを私は事前説明のときに聞かせていただいたんですが、改めてどういう理由で取り入れたのかをお聞かせください。

○江北保健センター長 肌年齢なんですけれども、肌年齢が老化する原因といたしましては、紫外線などによるものもありますけれども、それ以外に食生活であるとか生活によるものもございますので、そういったいろいろな切り口から生活習慣を見直すきっかけとなるために、こういった機器も入れました。

○衛生部長 補足いたします。

肌年齢は、一見、美容的な切り口で、特に今回受けていただく60歳の女性には大変関心がある

ところ。これは、実際には肌年齢が若くてきれいという結果だけではなく、もしこれが60歳以上と出た場合に、例えばポテトチップスなどの揚げ物をたくさん召し上がる方は、実は肌の年齢の衰えが早まります。喫煙もそうです。

ですので、この切り口で始めながら、生活習慣で変えていただいた方がよい点にアプローチして、そのあたりで気付いて帰るといいうところを進めたいというふうにも考えております。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。私もこれを聞かせていただいて、ポテトチップスちょっと控えようかなというふうに思ったんですが、本当に控えているんですが大好きなんですけれども。

健康コンシェルジュがこれを説明をしてくれるのかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○江北保健センター長 こちらは特定日のときに行うものですが、特に健康コンシェルジュというわけではなくて、ほかの職員も含めて補助、従事をいたしますので、そのときに説明をさせていただきますと思っています。

○加地まさなお委員 健康コンシェルジュじゃなくても職員が説明して下さるということだと思います。分かりました。

ついでに、この健康コンシェルジュは、どんな資格を持っているとかという基準があるのでしょうか。

○江北保健センター長 健康コンシェルジュにつきましては、保健師と、それから、あと助産師を予定しております。

○衛生部長 保健師、助産師になりますが、今回ブレコンセプションケアというところも、新しい概念の部分の相談も扱いますので、現在、特に助産師はその研修を受けた者をここに従事していただく予定で準備しております。

○加地まさなお委員 最後になります。正にこうい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

う情報が実は聞くとそうなんだというふうにするので、この辺も分かりやすく周知・啓発していただくと皆さん興味を持っていただけると思うんです。肌のところからも入ったりすれば、実際つながっていくというのも私も分かったので、是非させていただきますかと思っております。

以上になります。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

以上で報告についての質疑は終結をさせていただきます。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 その他に移ります。

○吉田こうじ委員 すみません、簡単に2点ほどの確認なんです、衛生部の情報連絡で、江北休日応急診療所の移転のスケジュールを載せていただいているんですけども、ちょっとここ、約1か月間、確認なんです、この3回の休日のときにはどういう対応をされて、その周知をしっかりといただけるのかどうかの確認だけお願いしたいんですが。

もう1点は、福祉部の情報連絡で、居場所を兼ねた学習支援事業利用者への大学等受験料・模擬試験料の補助についてということで載っています。東京都と国の補助金を活用してとなっているんですけども、区の居場所を兼ねた学習支援事業の場合は、基本的に児童扶養手当とか非課税とか制度を受けていらっしゃる方というくくりはないと思うんですけども、その辺はどういうふうに、この補助を受けていただく方を考えていかれるのかということと、東京都には受験生チャレンジ支援というのがあると思うんですが、それとの関連性もし分かったら、この2点を教えていただきたいんですが。

では、まず江北休日応急診療所からお願いします。

○衛生管理課長 まず、衛生管理課からの江北休日応急診療所についてなんですけれども、こちらは約1か月弱休診、3回分なんですけど休診させていただきます。理由としましては、引っ越しとレイアウト等の変更等、先生方の確認日となっております。

この間なんですけれども、残り3か所に休日の応急診療所がございますので、振替でそちらの御案内をさせていただこうと考えております。ホームページ等で丁寧に御案内させていただこうと考えております。

○足立福祉事務所長 居場所を兼ねた学習施設のところなんですけれども、この学習支援事業利用者の中には、先ほど吉田委員がおっしゃった世帯以外にも、課税の世帯も実はぎりぎりに入ってきている方もいらっしゃいます。

あと、受験生チャレンジの方なんですけれども、受験生チャレンジは、実は同じように受験の支援があるんですけども、今回、ひとり親家庭の生活向上事業補助金というところ、これを先にまず使って、足りない分については受験生チャレンジも使えるというような考えになっております。

○吉田こうじ委員 両方、重ねて使えるということよろしいですか。

○足立福祉事務所長 吉田委員のおっしゃるとおりでございます。

○白石正輝委員長 他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 他になしと認めます

本日の厚生委員会、以上で閉会をさせていただきます。

ありがとうございました。

午後3時44分閉会